

# 浜松市医療法人各種認可取扱要領

## 第1章 趣旨

この要領は、浜松市長が所管する医療法人について、医療法(昭和23年法律第205号)に規定されている各種認可の基準を定めるものとする。

## 第2章 医療法人の設立

### 1 医療法人の資産

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(以下「病院等」という。)を開設しようとする医療法人は、開設しようとする病院等の業務を行うために必要な資産を有しなければならない。

医療法人が業務を行うのに必要な資産については、次のとおりとする。

#### (1) 不動産

- ア 診療等の用に供する土地及び建物は、原則として医療法人が所有すべきものであること。
- イ 土地又は建物を賃借する場合は、契約期間が長期間(概ね10年以上)であること又は契約の更新が円滑に行われることが契約内容に明記されていること。
- ウ 賃借料は、近隣と比較して著しく高額でないこと。

#### (2) 設備、薬品衛生材料等

医療用機械器具、什器備品、薬品衛生材料等は、原則として現物拠出又は寄附により医療法人の所有財産とすること。

ただし、運転資金とは別に買取資金を準備して個人から買い取る場合、又は契約期間が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである賃貸借の場合には、この限りでない。

#### (3) 運転資金

- ア 医療法人による病院等の開設後、2月分以上の運転資金(概ね2月に要する医業費用、借入金返済、売買代金返済及び支払利息に要する額から減価償却費を差し引いた金額)を有すること。
- イ 既存の病院等を開設している場合は、医療法人化する以前の診療報酬等未収金を運転資金とすることも認められるが、可能な限り現金又は換金が容易な預金、債券等とすること。

#### (4) 負債の引継

- ア 医療法人の設立に際して、現物拠出又は寄附すべき財産が医療法人に不可欠のものであるときは、その財産の取得、整備又は拡充のために生じた負債は、医療法人に引き継ぐことができる。
- イ 引き継ぐ負債額が現物拠出又は寄附すべき財産の評価額を上回る場合は、現物拠出又は寄附すべき財産の評価額の範囲内においてのみ負債の引継ぎを認めること。
- ウ 負債が財産の従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合には、医療法人への引継ぎは認めないこと。
- エ 流動性の高い運転資金、医薬品、消耗品等の取得に要した負債は、医療法人への引継ぎを認めないこと。

## 2 医療法人の役員、社員等

### (1) 役員の定数等

- ア 役員は、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。
- イ 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないこと。
- ウ 医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を1箇所のみ開設する医療法人は、浜松市長の認可を受けて、定款に規定する理事の定数を2人又は1人とすることができる。この場合においても、可能な限り理事は2人置くことが望ましいこと。
- エ 財団たる医療法人（以下「財団医療法人」という。）には、理事の定数を超える数の評議員をもって評議員会を置くこと。
- オ 医療法人の開設する病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者は、必ず理事に加えること。ただし、医療法人が病院等を2箇所以上開設する場合において、浜松市長の認可を受けたときは、一部の管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）を理事に加えないことができる。

### (2) 役員の資格等

- ア 成年被後見人又は被保佐人ではないこと。
- イ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事関連法令により罰金以上の刑に処せられ、刑の執行又は執行猶予期間が終了してから2年を経過していない者ではないこと。
- ウ イに該当する者を除くほか、禁固以上刑に処せられ、刑の執行又は執行猶予期間が終了していない者ではないこと。
- エ 理事長は、医師又は歯科医師である理事のうちから選出すること。ただし、浜松市長の認可を受けたときは、医師又は歯科医師でない理事から選出することができる。
- オ 役員は、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。  
ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。
  - (ア) 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
  - (イ) 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
  - (ウ) 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）

- カ 監事は、理事、評議員及び医療法人の職員を兼ねてはならないこと。
- キ 監事は、職務の性格上、理事の親族、会計帳簿の整理を行っている税理士等としないこと。

この場合、「親族」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいう。

- ク 監事は、医療法人の財務諸表を監査しうる者であること。
- ケ 役員任期は、2年を越えることはできないこと。ただし、再任は妨げないこと。

### (3) 社員

- ア 社団たる医療法人（以下「社団医療法人」という。）の場合、社員は3人以上置くこと。
- イ 医療法人へ財産を拠出する者は、原則として社員とすること。
- ウ 他の法人が社員となることはできないこと。
- エ 社員は、社員総会において各1個の議決権を有すること。

## 3 社団医療法人の基金制度の採用

### (1) 基金制度を採用する場合、次の事項を定款に定めること。

- ア 基金の拠出者の権利に関する事項
- イ 基金の返還の手続きに関する事項
- ウ 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない旨

### (2) 次に掲げる手続き及びそれに伴う必要書面が整備されていること。

- ア 募集要項の決定
- イ 基金の申込み
- ウ 基金の割当て
- エ 基金拠出契約

### (3) (2)イ及びウは、基金を引受けようとする者がその総額の引き受けを行う契約を締結する場合には、該当しないものであること。

### (4) 価格の総額が5百万円以上の現物拠出を行う場合は、その価額が相当であることについて、適当な弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）が必要であること。

## 4 附帯業務

医療法人の附帯業務は、その本来業務（病院等の運営）に支障のない限り行うことができるものであり、定款又は寄附行為に明確に規定されていることを要する。

## 5 医療法上の基準、手続等

### (1) 既存の病院等について、その開設者が医療法人を設立する場合

- ア 申請時において、医療従事者の標準定員が充足されていること。
- イ 構造設備が適法であること。

### (2) 新たに病院等を開設するために医療法人を設立する場合

- ア 病院の場合、医療法人設立申請時に「浜松市病院の開設等に係る指導要綱（平成15年3月31日制定）」による事前協議が終了しており、病院を開設することが確実であること。
- イ 診療所の場合、医療法人設立申請時に診療所の用に供する土地及び建物等の権利が明らか

かにされており、診療所を開設することが確実であること。また、平面図等で構造設備が適法であると認められること。

ウ 介護老人保健施設の場合、医療法人設立申請時に介護老人保健施設の用に供する土地及び建物等の権利が明らかにされており、介護老人保健施設を開設することが確実であること。

エ 介護医療院の場合、医療法人設立申請時に介護医療院の用に供する土地及び建物等の権利が明らかにされており、介護医療院を開設することが確実であること。

## 6 会計年度

会計年度は、原則として4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、定款又は寄附行為において別の会計年度を定めることができる。

## 7 解散した場合の残余財産の帰属

(1) 合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、残余財産の帰属すべき者は、次に掲げる者のうちから選任されるよう、定款又は寄附行為に定めること。ただし、残余財産をすべて国庫に帰属させることとする場合は、この限りではない。

ア 国

イ 地方公共団体

ウ 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者

エ 都道府県医師会又は郡市医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)であって、病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるもの

オ 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

## 8 その他

(1) 剰余金の配当をしてはならないこと。

(2) 定款又は寄附行為が法令に違反しないこと。

## 第3章 定款又は寄附行為の変更

第2章の基準に照らして審査するが、次の事項に留意すること。

### 1 基金制度の採用

(1) 社会医療法人及び特定医療法人は、基金制度を採用することはできないこと。

(2) 社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあつては、定款から基金に関する定めを削除する必要があること。

### 2 残余財産の帰属

持分の定めのない社団医療法人から持分の定めのある医療法人への移行はできないこと。

## 第4章 合併

### 1 合併の決議

(1) 社団医療法人は、社員総会において社員全員の同意を得なければ合併することができないこと。

(2) 財団医療法人は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければ合併することが

できないこと。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。

## 2 財産目録、貸借対照表の作成

合併する医療法人は、浜松市長が合併の認可を通知した日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。

## 3 債権者の保護

合併する医療法人は、浜松市長が合併の認可を通知した日から2週間以内に、医療法第58条の4第1項に規定する公告及び判明している債権者に対する催告を行わなければならないこと。

## 4 残余財産の帰属

合併前の医療法人がいずれも持分の定めのある医療法人である場合には、新医療法人の定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者として、第2章7(1)アからオまでに掲げる者以外の者を定めることができる。

# 第5章 解散

## 1 解散事由

医療法人が解散しようとする場合は、社団医療法人は医療法第55条第1項各号に掲げる事由、財団医療法人は医療法第55条第3項各号に掲げる事由に該当することを要する。

## 2 残余財産の帰属処分

- (1) 解散した医療法人の残余財産は、定款又は寄附行為の規定により処分されること。
- (2) 平成19年3月31日以前に設立された医療法人又は設立認可の申請を行いその後設立された医療法人であり、定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けてない者又は残余財産の帰属すべき者として医療法第44条第4項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間、旧医療法第56条の規定を適用する。ただし、当該医療法人が、残余財産の帰属すべき者に関する定款又は寄附行為の変更認可の申請を行った場合には、その認可を受けるまでの間とする。

# 第6章 医療法第46条の6第1項ただし書の規定による非医師(非歯科医師)理事長の特例認可

## 1 次の場合には、特例認可が行われること。

- (1) 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学(医学部又は歯学部)在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合。
- (2) 社会医療法人又は特定医療法人の場合。
- (3) 地域医療支援病院を経営している医療法人の場合。
- (4) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人の場合。

## 2 次の場合には、静岡県医療審議会医療法人部会の意見を聴いて特例認可が行われること。

- (1) 既存の医療法人が、次のすべての事項に該当する場合。

ア 医療法人の理事のうち、親族関係を有する者及び医療法人と特殊の関係にある者の合計が、理事数の3分の1以下である場合。

この場合、「親族関係を有する者」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族関係を有する者をいい、「医療法人と特殊の関係にある者」とは、次に掲げる者をいい、以下において同じとする。

(ア)医療法人の開設・運営上利害関係にある営利法人等の役職員

(イ)被選任者及び親族関係を有する理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

イ 医療法人の運営が、医療法の規定に基づいて適正に行われていること。

この場合、「適正に行われている」とは、病院又は診療所が、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において、過去5年間にわたって、指導を受けていない又は指導を受けた事項が改善されていること及び経営が安定的に推移し健全であることをいう。

ウ 医療法人の開設する病院等(指定管理者として管理する病院等を含む。)に勤務している常勤医師(常勤歯科医師)が、理事長に就任することができない特段の理由を有すること。

この場合、「特段の理由」とは、合理的かつやむを得ない理由であることを要し、単に就任を希望するものがないという理由は該当しない。

エ 医師(歯科医師)理事長を選任することについて、具体的な計画を有しており、かつ選任に要する期間が妥当であると認められる場合。

この場合、「期間が妥当である」とは、必要最小限と認められる概ね2年以内の期間であることをいう。

(2)(1)の基準により、認可を受けた者は、医師(歯科医師)理事長の選任が完了するまでの間、認可の日から6月ごとに医師(歯科医師)理事長の選任に係る進捗状況を報告すること。

(3)理事の3分の2以上が医師又は歯科医師である医療法人、又は理事のうち、親族関係を有する者及び医療法人と特殊の関係にある者の合計が、理事数の3分の1以下である医療法人であって、被選任者が次の事項のいずれかに該当する者であると認められる場合。

ア 医療機関経営を行っている公益法人、社会福祉法人及び学校法人の常任の役員であって、当該医療機関の経営を常任として担当した経験が7年以上あった者。

イ 公的医療機関等の開設主体の常任として担当した経験が7年以上あった者。

ウ 医療経営学、医療経済学に関し、大学教授の職にあった者その他医療に関する相当の知識を有すると考えられる者。

(4)(3)の基準により、認可を受けた者は、基準に該当しなくなったときは、直ちに認可の取消しを願い出ること。

3 1(2)(3)(4)及び2の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。

- 1 多数の病院等を開設する医療法人において、該当管理者が離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者である場合に認可する。
- 2 1に該当する場合でも、可能な限り、すべての管理者を理事に加える。

## 第8章 様式

医療法人に係る申請書等の文書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 浜松市医療法施行細則(平成9年浜松市規則第45号。以下「市規則」という。)第33条の申請書(社会医療法人認定申請書) 第1号様式
- (2) 市規則第34条の申請書(医療法人設立認可申請書) 第2号様式
- (3) 市規則第34条の2の申請書(医療法人理事数特例認可申請書) 第3号様式
- (4) 市規則第34条の3の申請書(医療法人管理者理事特例認可申請書) 第4号様式
- (5) 市規則第35条の3の申請書(医療法人理事長選出特例認可申請書) 第5号様式
- (6) 市規則第36条の届出書(医療法人事業報告書等届出書) 第6号様式
- (7) 市規則第37条の申請書(定款・寄附行為変更認可申請書) 第7号様式
- (8) 市規則第38条の届出書(定款・寄附行為変更届) 第8号様式
- (9) 市規則第39条の申請書(医療法人解散認可申請書) 第9号様式
- (10) 市規則第40条の届出書(医療法人解散届) 第10号様式
- (11) 市規則第41条の届出書(清算人就任届) 第11号様式
- (12) 市規則第42条の申請書(医療法人残余財産処分認可申請書) 第12号様式
- (13) 市規則第43条の申請書(医療法人残余財産帰属認可申請書) 第13号様式
- (14) 市規則第44条の届出書(医療法人清算終了届) 第14号様式
- (15) 市規則第45条の申請書(医療法人吸収合併・新設合併認可申請書) 第15号様式
- (16) 市規則第46条の申請書(医療法人吸収分割・新設分割認可申請書) 第16号様式
- (17) 市規則第47条の届出書(医療法人登記済届) 第17号様式
- (18) 市規則第47条の届出書(医療法人解散登記完了届) 第18号様式
- (19) 市規則第48条の届出書(医療法人役員変更届) 第19号様式

### 附則

この要領は平成25年6月1日から施行する。

### 附則

この要領の変更は平成27年4月1日から施行する。

### 附則

この要領の変更は平成28年9月1日から施行する。

### 附則

この要領の変更は平成30年7月1日から施行する。

附則

この要領の変更は平成31年4月3日から施行する。



第1号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

主たる事務所の所在地  
医療法人の名称  
代表者氏名  
（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

社会医療法人認定申請書

社会医療法人の認定を受けたいので、医療法施行令第5条の5の規定により、次のとおり申請します。

記

設立認可年月日及び 番号	年 月 日 第 号
行っている救急医療 等確保事業の名称	
上記の業務を行って いる病院又は診療所 の名称及び所在地	

第2号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所

設立代表者

氏名

印

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

医療法人設立認可申請書

医療法人                      の設立の認可を受けたいので、医療法第44条第1項の規定により次のとおり申請します。

第3号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

（医療法人を設立する場合にあっては、設立しようとする

医療法人の名称並びに設立代表者の住所及び氏名）

医療法人理事数特例認可申請書

理事の数を 人とすることについて認可を受けたいので、医療法第46条の5第1項ただし書の規定により次のとおり申請します。

記

開設する病院又は診療所の数	
常時勤務する医師又は歯科医師の数	
理由	

第4号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

医療法人管理者理事特例認可申請書

病院・診療所・介護老人保健施設の管理者の一部を理事に加えないことについて認可を受けた  
いので、医療法第46条の5第6項ただし書の規定により次のとおり申請します。

記

理事に加えない管 理者	住所	
	氏名	
当該管理者の管理す る病院(診療所・介護 老人保健施設)	名称	
	所在地	
理由		

第5号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

医療法人理事長選出特例認可申請書

医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出することについて認可を受けたいので、医療法第46条の6第1項ただし書の規定により次のとおり申請します。

記

理事長就任予定者	住所	
	氏名	
理由		

年 月 日

（あて先）浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

医療法人事業報告等届出書

年 月 日から 年 月 日までの決算を終了したので、医療法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

添付書類（該当する様式の を塗りつぶしてください。）

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| 1 事業報告書                  | 様式 1     |
| 2 財産目録                   | 様式 2     |
| 3 貸借対照表                  |          |
| （1）病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人 | 様式 3 - 1 |
| （2）診療所のみを開設する医療法人        | 様式 3 - 2 |
| 4 損益計算書                  |          |
| （1）病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人 | 様式 4 - 1 |
| （2）診療所のみを開設する医療法人        | 様式 4 - 2 |
| 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書    | 様式 5     |
| 6 監事監査報告書                | 様式 6     |

（注） 1 提出部数：1部

2 届出者の印は、法人の代表印を押印してください。

3 代理人による届出の場合は、代理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

第7号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

定款・寄附行為変更認可申請書

定款・寄附行為の変更の認可を受けたいので、医療法第54条の9第3項の規定により次のとおり申請します。

第 8 号様式（第 8 章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

定款・寄附行為変更届

定款・寄附行為に変更があったので、医療法第 5 4 条の 9 第 5 項の規定により次のとおり届け  
出ます。

記

変更事項	
変更理由	
変更年月日	



第9号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

医療法人解散認可申請書

医療法人                      の解散の認可を受けたいので、医療法第55条第6項の規定により次のとおり申請します。

第10号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所  
清算人  
氏名

印

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

医療法人解散届

医療法人 を解散したので、医療法第55条第8項の規定により次のとおり届け出ます。

記

医療法人の名称及び所在地	
代表者の住所及び氏名	
解散年月日	
解散理由	

第11号様式（第8章関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

住所

清算人 氏名

印

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

### 清算人就任届

清算人に就任したので、医療法第56条の6の規定により次のとおり届け出ます。

### 記

- 1 医療法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名
- 2 清算人と法人の関係（当該清算人を選出した理由）
- 3 法人の解散した理由

第12号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所  
清算人  
氏名

印

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

医療法人残余財産処分認可申請書

残余財産を処分することについて認可を受けたいので、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第2条の規定による改正前の医療法第56条第2項の規定により次のとおり申請します。

記

医療法人の名称及び所在地	
残余財産の額	
残余財産の処分方法	

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所  
清算人  
氏名

印

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

医療法人残余財産帰属認可申請書

残余財産を処分することについて認可を受けたいので、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第2条の規定による改正前の医療法第56条第3項の規定により次のとおり申請します。

記

医療法人の名称		
主たる事務所の所在地		
残余財産の額		
財産を帰属させようとする者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者氏名）	
	行っている事業	

（あて先）浜松市長

住所  
清算人  
氏名

印

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

### 医療法人清算結了届

清算を結了したので、医療法第56条の11の規定により次のとおり届け出ます。

#### 記

- 1 解散時の資産総額
  
- 2 解散及び清算諸費
  - （1）解散事務費
  - （2）借入金の返済
  - （3）未払金の清算
  - （4）その他

- 3 残余財産

残余財産は、別添受領書のとおり、その全額を 　　　　　 に寄付した。

第15号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

吸収合併  
医療法人 認可申請書  
新設合併

吸収合併  
医療法人の 認可を受けたいので、  
新設合併

医療法第58条の2第4項

医療法第59条の2において準用する同法第58条の2第4項

の規定により次のとおり申請します。

(あて先) 浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

(代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

(代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

吸収分割

医療法人 認可申請書

新設分割

吸収分割

医療法第60条の3第4項

医療法人の 認可を受けたいので、

新設分割

医療法第61条の3において準用する同法第60条の3第4項

の規定により次のとおり申請します。



年 月 日

（あて先）浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

医療法人登記済届

登記を完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により次のとおり届け出ます。

記

登 記 事 項	
登 記 年 月 日	年 月 日

添付書類

履歴事項全部証明書（原本）

- （注） 1 提出部数：1部  
2 届出者の印は、法人の代表印を押印してください。  
3 代理人による届出の場合は、代理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

第18号様式（第8章関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所  
清算人  
氏名

印

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

医療法人解散登記完了届

解散登記を完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により次のとおり届け出ます。

記

解散登記年月日

年 月 日

(あて先) 浜松市長

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

代表者の氏名

印

(代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

医療法人役員変更届

役員に変更があったので、医療法施行令第5条の13の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

就任者氏名 及び役職名	
辞任者氏名 及び役職名	
変更理由	
変更年月日	年 月 日

添付書類

- 1 新たに就任した役員の就任承諾書
- 2 新たに就任した役員の履歴書
- 3 役員名簿
- 4 医師(歯科医師)免許証の写し(理事長の変更があった場合)
- 5 戸籍(謄)抄本(役員の氏名変更があった場合)

(注) 1 提出部数: 1部

2 届出者の印は、法人の代表印を押印してください。

3 代理人による届出の場合は、代理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。